

難病患者さんにご利用いただける サービス等のご案内



ご相談・お問い合わせはこちら

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話:03-3847-9405

詳しい内容は次ページをご覧ください

訪問看護

主治医の指示により、看護師（※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が自宅に訪問します。

☆訪問看護の実施内容例

- ・ 医師の指示による医療処置（点滴・カテーテルの管理、インシュリン注射など）
- ・ 医療機器の管理
- ・ 内服薬の管理
- ・ 病気や障がいの状態・血圧・体温・脈拍などのチェック
- ・ 異常の早期発見
- ・ 利用者、家族の相談への助言
- ・ リハビリテーション（拘縮予防、機能回復、嚥下訓練など）は
主治医の指示内容に応じて他職種（※）が訪問することがあります。



☆訪問看護利用の流れ

- ①主治医による「訪問看護指示書」の発行
- ②訪問計画作成

※訪問看護指示書に記載のある診断名により、医療保険または介護保険の利用となります。
介護保険では、利用時間や頻度などはケアマネージャーが計画を立てます。

- ③契約
- ④計画的な訪問

☆費用

- ・ 医療保険利用：所得により1～3割の自己負担
- ・ 介護保険利用：所得により1～3割の自己負担（月の支給限度額を超えると全額自己負担）

●難病医療費助成の指定医療機関に登録されている訪問看護ステーションを利用すると、自己負担分が助成されます。

- 【助成内容】・自己負担3割の方が2割負担になる
・上限額以上の自己負担が全額助成

【お問合せ先】

- ▶① 介護保険を利用している方
担当のケアマネージャーまたは管轄の地域包括支援センター
- ▶② ①以外の方
かかりつけの医療機関
台東保健所 保健予防課：☎03（3847）9405

介護保険サービス

～サービスの一例～

☆居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理、洗濯、清掃などの生活援助を行います。

☆訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

生活能力を向上させるため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問したり、患者さんが介護老人保健施設や医療機関に通所し、リハビリテーションを行います。



☆通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを日帰りで行います。

☆福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、体位変換器、手すり、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト等の福祉用具を貸与します。



☆住宅改修費支給

自宅に手すりの取付けや洋式便器等への便器の取替えの改修等にかかる費用の一部を支給します。



【申請の対象となる方】下記①②のいずれかに該当する方

① 65歳以上の方、② 40～64歳で、特定疾病(※)により介護や支援が必要な方

(※)特定疾患のうち、難病に該当する主な診断名：

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症

【申請窓口・お問合せ先】

▶台東区役所介護保険課 介護認定担当：☎03(5246)1245

▶各地域包括支援センター

障害福祉サービス

※介護保険対象の方は、介護保険が優先となります。
介護保険にないサービスをご希望の場合は、ご利用できます。

～サービスの一例～

☆居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴や食事等の介護や、調理や掃除等の家事の援助、通院の介助等を行います。



☆就労移行支援

就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための支援を行います。

☆就労継続支援A型・B型（福祉作業所・共同作業所）

一般企業への就労が困難な方等に、働く場の提供をするとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【申請の対象となる方】 下記①、②のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳を取得されている方

②障害者手帳未取得で、障害者総合支援法第4条第1項で定める366疾病の方

※サービスによって、ご利用の条件が異なりますので、詳細はお問合せください。

【申請窓口・お問合せ先】

▶（上記①に該当する方）台東区役所 障害福祉課：☎03（5246）1202～3

▶（上記②に該当する方）台東保健所 保健予防課：☎03（3847）9405



移動支援(地域生活支援事業)

社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援を行います。

【申請の対象となる方】

屋外での活動に著しい制限のある難病患者の方

※詳細はお問合せください。

※施設に入所している方、入院中の方もしくは障害福祉サービスの同行援護・行動援護・重度訪問介護の対象となる方、未就学児は対象となりません。

【申請窓口・お問合せ先】

▶① 身体障害者手帳を取得されている方

台東区役所 障害福祉課：☎03（5246）1202～3

▶② ①以外の難病の方

台東保健所 保健予防課：☎03（3847）9405



日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

在宅の難病患者の方が、日常生活を過ごしやすくするため、吸引器などの日常生活用具の給付を行っています。購入前の申請が必要になりますので、希望される方は事前にご相談ください。

【申請窓口・お問合せ先】

- ▶① 身体障害者手帳を取得されている方

台東区役所 障害福祉課：☎03(5246)1202~3

- ▶② ①以外の難病の方

台東保健所 保健予防課：☎03(3847)9405

※用具については一定の性能及び基準額が定められています。詳細はお問合せください。



補装具の購入・修理など

補装具の購入や修理、借受けに要する費用を助成します。補装具を購入・修理・借受けする前の申請が必要になりますので、希望される方は事前にご相談ください。

【申請の対象となる方】

身体障害者手帳を取得されている方、難病患者の方

※介護保険、労災・船員保険、厚生年金保険など、他の制度で貸与・給付される場合には、そちらが優先となります。

※治療用装具は対象外です。加入している医療保険の保険者にご相談ください。

【申請窓口・お問合せ先】

- ▶台東区役所 障害福祉課：☎03(5246)1202~3



難病患者在宅レスパイト事業(東京都事業令和4年度開始)

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者のご家族などの介護者が、一時的に在宅介護が困難になった場合に、自宅に看護師または准看護師が派遣されます。

【対象者】以下の条件を満たす方

- ① 都内在住で難病医療費等助成対象疾患に罹患している方
- ② 当該指定難病等により、在宅で人工呼吸器を使用している方（呼吸器の種類、利用時間は問わない）
- ③ 介護者の病気治療や休息等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった方

【利用時間】

- ・利用は1時間単位で1回の利用時間は4時間
- ・原則として1か月あたり4時間以内、年間（年度内）合計16時間まで、複数回の利用が可能

【利用の流れ】※詳細は「難病患者在宅レスパイト事業」のご案内参照

1. 利用する訪問看護ステーションを決める
2. 訪問看護ステーションと利用日時を調整する
3. 主治医に利用する訪問看護ステーションあてに指示書を作成してもらう
4. 申請書類を提出する
5. 利用決定

【申請窓口・お問合せ先】

▶東京都訪問看護ステーション協会（対応時間：平日9時から17時まで）

☎03（5843）5930 メール info@tokyohoukan-st.jp

※メールの件名には【在宅レスパイト問合せ】と記載してください。

メールでの問合せには、回答まで数日かかる場合があります。

在宅難病患者一時入院事業(東京都事業)

在宅の難病患者のご家族などの介護者が、休息やご病気の検査・治療、仕事や家庭の事情による不在等の理由によって一時的に介護ができない場合に、東京都がベッドを確保している病院に患者さんが短期間入院できるようにします。

※年度で初めてのご申請の場合、難病患者の在宅生活の様子を教えてくださいのために保健師が訪問をさせていただきます。余裕をもってご相談ください。

※申請から利用決定までに、数週間程かかります。介護者のレスパイト目的の場合は計画的なご利用をお勧めします。

【入院の対象となる方】

東京都に在住で、在宅生活をしており、常時医学的管理の下におく必要のある難病患者の方
※介護保険や障害福祉サービスのショートステイが利用できない方が優先となります。

【申請窓口・お問合せ先】

▶台東保健所 保健予防課：☎03（3847）9405

社会福祉協議会が行っているサービス

はつらつサービス

65歳以上の高齢者や障害のある方の自立生活を支える事業です。

- ① 家事援助/介護援助サービス(有償ボランティア)
掃除・洗濯・買い物・散歩同行・通院同行(車いす)・話し相手など
- ② 身の回り応援サービス
「ちょっとした困りごと」(例えば電球の交換、軽易な小家具の移動、季節の衣替え等)を支援するため、身の回り応援サービスを行っています。(300円/30分以内)
- ③ 配食サービス
栄養バランスの良い食事を、安否確認を兼ねてお届けします。(昼食・夕食 420円~730円)
- ④ 紙おむつの支給
- ⑤ 訪問理美容サービス
外出が難しい方に、理容師または美容師が訪問し家庭で散髪するサービスの利用補助券を交付します。
- ⑥ 住宅用火災警報器の設置助成
住宅用火災報知器(煙式)を業者が設置します。

車いすの貸出

区内の「車いすステーション」で車いすを無料で貸し出しています。

※要介護2以上の方は介護保険制度をご利用ください。

※原則3か月。

詳しい内容やご利用できる対象については下記へお問い合わせください。

- ▶はつらつサービスについて 社会福祉協議会 はつらつサービス ☎03(5828)7541
- ▶車いす貸出について 社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター
☎03(3847)7065

【ご案内】台東区役所・台東保健所・社会福祉協議会
対応時間：平日8時30分から17時15分まで

